

9 別表六の二(一)「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

(1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の14《連結事業年度における所得税額の控除》の規定の適用を受けるときに使用します。

ロ 連結親法人(同条の規定の適用を受けるものに限りま)が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人(法第81条の14の規定の適用を受けるものに限りま)が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書(個別帰属額の計算の基礎を記載した書類)として使用します。

(2) この明細書は、法第81条の14の規定の適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかっこの中に「個別帰属額の計算」の「連結法人名」欄に記載した連結法人の名称を記載します。

(3) 「投資信託及び特定目的信託の収益の分配4」の欄は、証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載してください。

(4) 「その他5」の欄の内書には、所得税法第174条第3号から第8号まで《内国法人に係る所得税の課税標準》に規定する給付補てん金、利息、利益又は差益に係る金額及び「利益の配当及び剰余金の分配(みなし配当等を除く。)3」の欄で除かれるみなし配当等に係る金額並びに措置法第41条の9第2項《懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等》に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等に係る金額を記載します。

(5) 「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の「参考」の欄には、源泉徴収に係る所得税額を証明する書類の有無その他控除を受ける所得税額の計算に関し参考となる事項を記載します。

(6) 「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の44《連結法人税額から控除する所得税額の個別帰属額の計算》の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

10 別表七の二「連結欠損金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書」

(1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の9(第4項を除きま)《連結欠損金の繰越し》の規定の適用を受けるとき又は法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》(法第59条《資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限りま)の規定の適用を受けるときに使用します。

ロ 連結親法人(イに掲げる規定の適用を受けるものに限りま)が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人(イに掲げる規定の適用を受けるものに限りま)が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書(個別帰属額の計算の基礎を記載した書類)として使用します。

(2) 「控除未済連結欠損金額(前期の(3))又は(8)1」の欄は、調整連結事業年度(最初の連結事業年度及び法第81条の9第5項各号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度をいいます。以下(4)までにおいて同じ。)にあつては「(前期の(3))又は」を消し、調整連結事業年度以外の連結事業年度にあつては「又は(8)」を消します。

- (3) 「控除未済連結欠損金額の調整計算」の各欄は、調整連結事業年度に該当する場合に記載します。
- (4) 「控除未済連結欠損金額 (4)+(6)-(7) 又は(5) 8」の欄は、最初の連結事業年度にあつては「(4)+(6)-(7) 又は」を消し、それ以外の調整連結事業年度にあつては「又は(5)」を消します。

11 別表七の二付表一「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の9第6項《連結欠損金の繰越し》に規定する連結欠損金個別帰属額（以下(7)までにおいて「連結欠損金個別帰属額」といいます。）につき当該連結事業年度において令第155条の21第1項又は第2項《連結欠損金個別帰属額等》の規定が適用されるときに使用します。

ロ 連結親法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限ります。）が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限ります。）が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

- (2) この明細書は、(1)イの規定が適用される場合に、その連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額が生じた連結事業年度ごとに別葉に記載します。

- (3) 「連結親法人又は法第81条の9第2項第2号に規定する連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの1」の欄は、法第81条の9第2項第1号に定める欠損金額又は災害損失欠損金額及び同項第2号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を記載します。

- (4) 「連結親法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額2」及び「連結親法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額5」の各欄は、法第81条の9第2項第3号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を記載します。この場合、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細を別表七付表(一)及び別表七付表(二)に所要の調整を加えたものに記載して添付してください。

- (5) 「連結法人間の適格合併等による引継額」の各欄は、連結法人が連結完全支配関係がある他の連結法人との間で当該連結法人を合併法人又は分割承継法人とする適格合併又は令第155条の21第2項第2号に規定する合併類似適格分割型分割を行った場合に記載します。

- (6) 「同上の連結子法人の最後事業年度等において欠損金額とみなされて繰越控除された金額8」の欄は、令第155条の20第5項《連結欠損金額のうちないものとされる連結欠損金個別帰属額に相当する金額》の規定の適用がある場合には、同項の規定により法第81条の9第5項第1号ロ又は同項第3号ロに掲げる金額に含むものとされる金額を含めて記載します。

- (7) 「離脱等をした連結子法人の連結欠損金個別帰属額の前期末の金額11」の欄は、法第4条の5第1項又は第2項（第4号及び第5号に係る部分に限る。）《連結納税の承認の取消し》の規定により法第4条の2《連結納税義務者》の承認を取り消された連結子法人の連結欠損金個別帰属額を記載します。

- (8) 「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額12」の欄は、当該連結事業年度において法第81条の31第3項《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けた場合にその基礎となった連結欠損金額に係る各連結法人の令第155条の21第2項第4号に定める金額を記載します。

- (9) 「共同事業を営むための適格合併等に該当しないことによりないものとされた連結欠損金額14」の欄は、法第81条の9第5項第4号に定める金額を記載します。この場合、当該金額に関する明細を別表七付表(一)及び別表七付

表(二)に所要の調整を加えたものに記載して添付してください。

- (10) 「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額⁽³⁾又は⁽¹⁶⁾¹⁷」の欄は、最初の連結事業年度にあつては「又は⁽¹⁶⁾」を消し、法第81条の9第5項各号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度にあつては「⁽³⁾又は」を消します。

12 別表七の二付表二「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」

この明細書は、次の場合に使用します。

- イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の9第6項《連結欠損金の繰越し》に規定する連結欠損金個別帰属額につき当該連結事業年度において令第155条の21第1項又は第2項《連結欠損金個別帰属額等》の規定が適用されるときに使用します。
- ロ 連結親法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限り。）が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。
- ハ 連結子法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限り。）が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

13 別表八の二「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。

- イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の4《連結事業年度における受取配当等の益金不算入》（措置法第68条の103《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受けるときに使用します。
- ロ 連結親法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限り。）が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。
- ハ 連結子法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限り。）が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

- (2) 「受取配当等の益金不算入額⁽¹⁾+(⁽²⁾-⁽⁸⁾)+(9)-⁽¹¹⁾×(50%、60%又は70%)¹²」の欄の「50%、60%又は70%」は、連結親法人が次に掲げる場合の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ次によります。

- ① 各連結事業年度終了の時点における資本の金額又は出資金額が1億円を超える普通法人及び保険業法に規定する相互会社である場合 … 「、60%又は70%」を消します。

- ② ①以外の法人である場合

イ 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始し、かつ、平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度… 「50%、60%又は」を消します。

ロ 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度… 「50%、」、「又は70%」を消します。

ハ 平成16年4月1日以後に開始する連結事業年度… 「60%又は70%」を消します。

- (3) 「左のうち益金の額に算入される金額²¹」及び「左のうち益金の額に算入される金額²⁴」の各欄は、法第81条の4第2項の規定により、受取配当等の額（みなし配当の額を除きます。）の元本たる株式等のうちにその利益の配当

又は剰余金若しくは収益の分配の計算の基礎となった期間の末日以前1月以内に取得し、かつ、同日以後2月以内に譲渡したものがあつた場合に、その株式等について受けた受取配当等の額につき、関係法人株式等に係る配当等と連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等とにそれぞれ区分して記載します。

- (4) 「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の11《受取配当等の益金不算入額の個別帰属額の計算》の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

14 別表十四の二「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の6《連結事業年度における寄附金の損金不算入》（措置法第68条の96第1項《認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）及び同法第68条の88第3項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に使用します。

ロ 連結親法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限ります。）が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限ります。）が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

- (2) 「支出した寄附金の額」の「その他の寄附金額3」の欄及び「当該連結法人が支出した寄附金」の「その他の寄附金額28」の欄には、利益又は剰余金の処分により支出した金額を控除した金額を記載します。

- (3) 「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の16《寄附金の損金不算入額の個別帰属額の計算》の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

15 別表十五の二「交際費等の損金算入に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、措置法第68条の66《交際費等の損金不算入》の規定の適用を受ける場合に使用します。

ロ 連結親法人（同条の規定の適用を受けるものに限ります。）が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人（措置法第68条の66の規定の適用を受けるものに限ります。）が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

- (2) 「定額控除限度額（0円又は400万円） $\times \frac{\text{—}}{12} \times 2$ 」の欄の「（0円又は400万円）」は、連結親法人事業年度終了の日における当該連結親法人の資本又は出資の金額が、5,000万円超である場合には「又は400万円」を消し、5,000万円以下である場合には「0円又は」を消して記載するとともに、 $\frac{\text{—}}{12}$ の分子の空欄には当期の月数（暦に従つて計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

なお、資本又は出資を有しない連結親法人については、措置法令第39条の93《資本又は出資の金額に準ずるものの範囲等》の規定により計算した金額が資本又は出資の金額となります。